

高額療養費制度の改正について（お知らせ）

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省保険局長から、「制度の持続可能性の確保」と「長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化」を目的に、制度の見直しについて通知がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 主な改正内容について

- ①自己負担限度額の引き上げ（多数回該当の上限額は据え置き）
- ②長期療養者の経済的負担に配慮するため『年間上限』を新設

2. 施行日

令和8年8月1日

3. 高額療養費自己負担限度額について

●自己負担限度額（70歳未満）

所得区分 (標準報酬月額)		自己負担限度額 <多数回該当>	年間上限(新設)
ア	83万円以上	270,300円 + (医療費－901,000円) × 1% <140,100円>	1,680,000円
イ	53万円～79万円	179,100円 + (医療費－597,000円) × 1% <93,000円>	1,110,000円
ウ	28万円～50万円	85,800円 + (医療費－286,000円) × 1% <44,400円>	530,000円※1 (410,000円)
エ	26万円以下	61,500円 <44,400円>	
オ	住民税非課税	36,900円 <24,600円>	290,000円

<多数回該当>とは、直近12ヶ月の間に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降の自己負担限度額が軽減される制度です。

※1 標準報酬月額の所得区分が15万円以下の場合、年間上限は41万円となります。

●自己負担限度額（70 歳以上）

所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額（世帯単位）		年間上限（新設）
	外来（個人ごと）	<多数回該当>	
現役並み所得者 Ⅲ (83万円以上)	270,300円 + (医療費－901,000円) × 1% <140,100円>		1,680,000円
現役並み所得者 Ⅱ (53万円～79万円)	179,100円 + (医療費－597,000円) × 1% <93,000円>		1,110,000円
現役並み所得者 Ⅰ (28万円～50万円)	85,800円 + (医療費－286,000円) × 1% <44,400円>		530,000円※1 (410,000円)
一般所得者 (26万円以下)	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 <44,400円>	
住民税非課税者	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円 <24,600円>	290,000円
一定所得以下の 住民税非課税者	8,000円	15,700円	180,000円

<多数回該当>とは、直近 12 ヶ月の間に 3 回以上高額療養費に該当した場合、4 回目以降の自己負担限度額が軽減される制度です。

※1 標準報酬月額の所得区分が 15 万円以下の場合、年間上限は 41 万円となります。

4. 『年間上限』について（新設）

月ごとの自己負担額を合算して年間上限額を超えた場合、後日、超えた分が申請により健康保険組合から還付されます。対象は以下のとおりです。

- 対 象 期 間 8 月から翌年 7 月の 1 年間
- 対象となる医療費 同一の医療機関・薬局等それぞれに支払った 1 ヶ月の合計額が 21,000 円以上のもの（70 歳以上は金額基準なし）
- 対 象 者 被保険者と被扶養者の合計
- そ の 他 高額療養費に該当しない場合でも「年間上限」を超えると対象となります。

なお、申請方法等の詳細は決まり次第お知らせいたします。

5. 当組合の付加給付制度について（一部負担還元金等・被保険者のみ）

当組合の付加給付制度に変更はございませんので、高額療養費の自己負担限度額が引き上げられましても、原則、自己負担額に変動は生じません。

6. その他

令和 9 年 8 月から「所得区分の細分化」や「自己負担限度額の引き上げ」など再度見直しが予定されております。

<お問い合わせ先> 大阪薬業健康保険組合 現金給付課 Tel06-6941-5005
神戸支部 Tel078-221-6100
京都支部 Tel075-801-2905